

別記様式第1号(第四関係)

日置市日吉地区活性化計画

鹿児島県日置市

令和7年1月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	日置市日吉地区活性化計画				
都道府県名	鹿児島県	市町村名	日置市	地区名(※1)	日置市日吉地区
				計画期間(※2)	令和7年度から令和10年度

目 標 : (※3)

第2期「日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、市の基幹産業である農林水産業について、「担い手支援と7次産業化(6次+α)等の推進」を基本方向に定めている。本計画では、耕作放棄地を集約・活用した果樹栽培を行い、果樹や地域農産物を利用した「農家レストラン・農産物加工所」を新設し、農業の6次産業化を狙う。また、生産した果実を原材料とする「クラフトビール製造施設」を備え、従来の農産物加工品に加え、特色ある商品開発で地域の差別化を図る。また、市の一大イベントである「日吉路アート巡り」や「せつべとべ」等の伝統行事では、例年地域外から多くの人が足を運び賑わうが、本計画では農業交流拠点施設としての機能を整備し、交流人口を活用した企画・運営を行い、農業振興と地域の活性化を目指す。日置市日吉地区の農業・農産物の魅力に触れる拠点、都市や観光客の交流拠点、また新規就農支援拠点や関係人口・人材の育成拠点として、総合的な地域活性化を狙う。具体的な目標数値として計画前より令和10年度に地域農産物の販売額18,343 千円/年、交流人13,348人/年の増加を目標とする。交流人口の増加、地域農産物の販売額増加などの取組みにより日置市日吉地区の農業活性化・地域活性化を図る。

目標設定の考え方

地区の概要：

日置市は、薩摩半島のほぼ中央に位置し、総面積253.01平方キロメートルを有する第1次産業が主要産業の町である。人口60万人の鹿児島市に隣接しており、東西に南九州西回り自動車道と国道3号とJR、南北に国道270号があり、鹿児島市のベッドタウンとして位置づけられている。文化面では、妙円寺詣りや流鏑馬、せつべとべに代表される歴史的な伝統行事や薩摩焼や泉質を誇る温泉など、貴重な資源を数多く有している町である。日置市日吉地区は、日置市の中部に位置し、日本三大砂丘の一つ吹上浜を有する自然環境豊かな地区で、面積29.25平方メートルを有し日置市全体の11.6%にあたる。その大部分は、農林地であることから、農業と漁業が主要な産業となっている。

現状と課題

近年、日置市は、高齢化と後継者不足による耕作放棄地が増加し、基幹産業である農業の衰退が懸念されている。加えて、若い世代の著しい転出超過や鹿児島市のベッドタウン化により、多様な産業での労働者不足が深刻化しており、地域の活力低下も懸念されている。日置市日吉地区の基幹産業である農業を魅力ある産業とし、地域の活力を取り戻すためには、本計画による取り組みが急務と考える。鹿児島県薩摩半島の中央部に位置する当地区は、鹿児島市街地とも近く、イベントや伝統行事で都市との交流がし易い。このような好立地であるにもかかわらず、地域農産物を活用した6次産業化などの整備が不足している。また陶芸家や芸術家が集まる特色ある地区でありながら、この特色を活かしきれていないのが現状である。当計画で、基幹産業である農業を通じた産業育成、地域農産物の販売額増加、交流人口の増加、雇用促進を図り、地域活性化に繋がる地域づくりを推進し、農業と資源である芸術で当地区のブランド化を目指した総合的な地域活性化計画が必要であると考ええる。

今後の展開方向等(※4)

①地域農産物、地域特産物を活用した「農家レストラン・産直販売所」や地域の果実を利用した「クラフトビール醸造施設、果実加工施設」備えた「農業交流拠点施設」を整備し、観光客の誘引に積極的に取り組み、地域の交流人口の増加、地域農産物等の販売額増加を図る。

②農業交流拠点施設を絵画教室、コンサート、ギャラリーなどに活用し、農業と芸術や文化と連携した新たな事業にて交流人口増加を図る。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
日置市	日吉地区	地域資源活用総合交流促進施設(都市農山漁村総合交流促進施設)	株式会社 野うさぎの丘	有	ハ	農地法
日置市	日吉地区	地域資源活用総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	株式会社 野うさぎの丘	有	ハ	農地法
日置市	日吉地区	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	株式会社 野うさぎの丘	有	イ	農地法

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該 当 な し			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該 当 な し		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

該 当 な し

【記入要領】

- ※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で実施する事業については、備考欄に「区域外で実施」と記載するほか、活用する農地法等の特例がある場合はその種類についても備考欄に記載す
- ※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあっては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。
- ※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。
- ※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。
- ※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。
- ※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

日吉地区(鹿児島県日置市)	区域面積 (※2)	2,925ha
区域設定の考え方 (※3) ①法第3条第1号関係: ▪当該地区の面積2,925 haである。内、農地面積は861.3ha、森林面積は1,318.78 haの農林地である。全体の約74.6%を農林地が占める地域である。 ▪当該地区の就業者数は2,077名である。うち207名が農林水産業に従事しており、その割合は10%であることから農林業が重要な事業である地域である。 ②法第3条第2号関係: ▪日置市日吉地区の人口は、平成25年(5,298人)から令和5年(4,290人)の10年間で1,008人減少した。また、日帰り客数においても平成28年(126,091人)から令和5年(98,906人)の7年間で27,185人の客数が減少しており、日置市の中でも特に日置市日吉地区の日帰り客数の減少が大きい。このことから、日置市日吉地区に農業交流拠点施設を整備することで、交流人口の増加や地域農産物の販売増加に繋がり、地域の基幹産業である農業活性化や地域資源を活用した地域活性化が図られる。 ③法第3条第3号関係: ▪当該地区は、市街化地域を形成している区域を含まない。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 活性化事業の実施に関する事項

- (注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。
- (注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の 内外	市街化調整区 域の内外		
①	日置市日吉町日置	7080番1	畑	非耕作	274㎡	外	外	農地法第4条第1項	
②	日置市日吉町日置	7081番	畑	非耕作	497㎡	外	外	農地法第4条第1項	
③	日置市日吉町日置	7080番4	宅地	非耕作	335.23㎡	外	外		
④	日置市日吉町日置	7080番2	畑	非耕作	270㎡	外	外	農地法第4条第1項	

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が農 振法上の農用 地等に該当す る場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①	新築	農業交流拠点施設		300㎡ 農業交流拠点施設 (1F:地域産直販売所、体験学 習室、加工室、醸造室 2F:果実加工品販売所、農家 レストラン、厨房	①、②、③、④	

【記入要領】

- ※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。
- ※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。
また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。
- ※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれかが該当するものを記載すること。
- ※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。
- ※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。
- ※6 「土地番号(土地の所在)」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	農業交流拠点施設整備に伴い、令和7年6月～令和8年2月(予定)の期間に延床面積300㎡の建築物を1棟建設した着手後、事後的に実施する。
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	当該計画地は、事業実施主体の役員が所有する土地であり、計画地の周囲も当役員の所有する土地であることから、地域への支障は無い。

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注)省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注)農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由	
規則第7条第1号イ		該 当 な し	
規則第7条第1号ロ			
規則第7条第1号ハ			
規則第7条第1号ニ			
規則第7条第1号ホ			
規則第7条第1号ヘ			
	(1)		
	(2)		
規則第7条第1号ト			

3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

※1 「転用の時期」には、「(別添1)農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。

※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。

※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)

(2)当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(3)当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

(4)当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面

(5)当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)

(6)その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為（農振法第15条の2第1項）を行う場合の記載事項

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

（１）「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について（※１）

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由	
規則第7条第1号イ			
規則第7条第1号ロ			
規則第7条第1号ハ			
規則第7条第1号ニ		該 当 な し	
規則第7条第1号ホ			
規則第7条第1号ヘ	(1)		
	(2)		
規則第7条第1号ト			

（２）その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日		
2 農用地等としての利用 を困難にしないための 措置の概要(※2)			
3 防災措置の概要 (※3)	該 当 な し		
4 その他参考となるべき 事項			

【記入要領】

※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

※2 「農用地等としての利用を困難にしないための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。

※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面

(2)当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。

(3)その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項（農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項）

（注） 特定開発行為若しくは建築行為等（法第5条第11項）に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。

また、「（別添3） 都市計画法の特例措置」を添付すること。

（注） 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地（※1）		
開発区域の面積	平方メートル	
開発の目的、予定建築物の用途	該 当 な し	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ～ 完了 年 月 日	

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別（※2）		
建築物を建設しようとする土地、用途の変更しようとする建築物の存する土地の所在（※3）	該 当 な し	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途		
工事予定年月日	着手 年 月 日 ～ 完了 年 月 日	

【記入要領】

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2)当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3)特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図

② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)

③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)

④ その他参考となるべき書類

(4)建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)

② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積 (㎡)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	
					該 当 な し								

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物			該 当 な し			
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名: (※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況	
(2) 目標	該 当 な し

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業		
	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)	
	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)	
2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)		
3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)	該 当 な し	
② 実施区域		

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--	--

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--	--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--	--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

--	--

該 当 な し

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

--	--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--	--

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--	--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--	--

【記入要領】

※1 組織毎に作成すること。

※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
ただし、交付金額に係る記載は不要。

※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。

※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。

※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

(1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書

(2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの

(3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)	当該計画地は、事業実施主体の役員が所有する土地であり、計画地の周囲も当該役員の所有する土地であることから、地域への支障を及ぼす恐れは無い。また、長年、営農してきた農地であることから、計画実施により事業を円滑に行う	
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)	当該計画地は、事業実施主体の役員が所有する畑であるため、土地については、無償で譲渡する。所有権の移転に伴う対価も不要である。	
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)	該 当 な し	
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)	使用貸借	

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
- また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

- 交流人口の増加は、当農業交流拠点施設の来訪者数の実績値を検証し、目標達成状況の評価を行う。
- 地域農産物の販売額については、農業交流拠点施設での販売額を確認し、目標の達成状況の検証を行う。また、税理士等の第3者の意見を踏まえ目標の達成状況の評価を行う。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- 設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- 市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- 目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。